

令和5年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会次第

令和6年1月26日（金）午前10時

総合会館304会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議事

（1）改正障害者差別解消法の施行について

（2）令和5年度における周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等

4 その他

改正障害者差別解消法の施行にむけて

令和5年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会 令和6年1月26日

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

I. 差別を解消するための措置

不当な差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
事業者

法的義務

【例1】受付の対応を拒否 【例2】介助者なしの入店を拒否

合理的配慮の提供

国・地方公共団体等
事業者

法的義務
努力義務

【例1】携帯スロープで補助 【例2】意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

令和3年法改正で義務化(令和6年4月1日施行)

- 具体的対応**
- (1) 政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）
 - (2) 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する対応要領を策定（※地方の策定は努力義務）
 - 事業者 ⇒ 主務大臣が事業分野別の対応指針（ガイドライン）を策定

※雇用分野における対応については、障害者雇用促進法の定めるところによることとされている。

II. 差別を解消するための支援措置

- 相談・紛争解決** ● 相談・紛争解決の体制整備 ⇒ 既存の相談・紛争解決の制度の活用、充実
- 地域における連携** ● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
- 啓発活動** ● 啓発活動の実施
- 情報収集等** ● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

*** 障害者差別解消法の改正について**
 附則第7条の施行3年後の検討規定を踏まえ、令和元年より見直しの検討を実施。事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携強化や、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置（相談体制の充実や事例の収集・提供の確保等）を内容とした改正障害者差別解消法が令和3年に成立した。（施行期日：令和6年4月1日）

「不当な差別的取扱い」とは

- **行政機関等と事業者**は、障害者に対して、**正当な理由なく**、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を
 - ◆ 拒否する
 - ◆ 場所や時間を制限する
 - ◆ 障害のない人にはつけない条件をつけるなどにより、障害者の権利利益を侵害すること（**不当な差別的取扱い**）が禁止されている
- 各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針（ガイドライン）」に規定

具体例



注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成

正当な理由がある場合

- 「**正当な理由**」がある場合、すなわち、その行為が客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ないと言える場合は、「**不当な差別的取扱い**」にはならない
- 「正当な理由」に相当するか否かについては、**個別の事案ごとに**、
 - ◆ 障害者、事業者、第三者の権利利益
例：安全の確保、財産の保全、事業の目的・内容・機能の維持、損害発生の防止等
 - ◆ 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持などの観点から、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**する必要

「合理的配慮の提供」とは

第8条（略）

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、**社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮をしなければならない**。

※令和6年4月1日以降の条文

※各事業分野の考え方等については、主務大臣が定める「対応指針（ガイドライン）」に規定
※代替措置の選択も含め、双方の話し合い（建設的対話）により対応するもの

社会的障壁の例

①社会における事物	通行・利用しにくい施設、設備など
②制度	利用しにくい制度など
③慣行	障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
④観念	障害のある方への偏見など

具体例

注：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（平成27年2月24日閣議決定）に基づき作成



合理的配慮の留意事項

- 事務・事業の目的・内容・機能に照らし、
- ①必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
 - ②障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
 - ③事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

過重な負担の判断

個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、**具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断**することが必要

- ① 事務・事業への影響の程度
(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)
- ② 実現可能性の程度
(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)
- ③ 費用・負担の程度
- ④ 事務・事業規模
- ⑤ 財政・財務状況

「建設的対話」とは

(改定基本方針)

建設的対話に当たっては、**障害者にとっての社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関等・事業者が共に考えていくために、双方がお互いの状況の理解に努めることが重要**である。例えば、障害者本人が社会的障壁の除去のために普段講じている対策や、行政機関等や事業者が対応可能な取り組み等を対話の中で共有する等、**建設的対話を通じて相互理解を深め、様々な対応策を柔軟に検討していくことが円滑な対応に資する**と考えられる

➡ **障害者からの申し出への対応が難しい場合**でも、建設的対話と相互理解を深めることで、**目的に応じた代替手段**を見つけることが可能となる。

建設的対話の例

事業者
(習い事教室)



うちのこどもは特定の音に対する聴覚過敏があり、飛行機の音が聞こえると興奮して習い事に集中できなくなってしまうので、飛行機の音が聞こえないように、教室の窓を防音窓にしてもらうことはできますか？

防音窓の設置には工事が必要だし、すぐに対応することは難しいな。障害のあるお子さんが習い事に集中できるよう、他に、飛行機の音を聞こえなくするような工夫はあるだろうか？

防音窓をすぐに設置することは難しいので、お子さんが習い事に集中できるよう、一緒に他の方法を考えましょう。お子さんは、普段、飛行機の音が聞こえないように、どのような対応をしているのですか？

家ではイヤーマフを着用することがあるのですが、習い事では音声教材等を利用することもあるので着用させていませんでした。着用の際には声掛けや手伝いが必要なので、習い事でイヤーマフを使うと先生にご迷惑ではないでしょうか。

飛行機が通過する時間帯は大体決まっているので、その際には、先生がイヤーマフの着用の声掛けやお手伝いをします。また、音声教材の使用タイミングについても配慮を行うことができます。

わかりました。こどもにイヤーマフを持っていかせ、先生がお手伝いしてくれるからね、と言っておきます。

障害者の保護者
(発達障害)



障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率的かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの）の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報（事例等）の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

令和6年4月1日

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」の施行までの対応事項

○基本方針の改定

障害者政策委員会で議論された基本方針改定案を基に基本方針を改定（令和5年3月14日閣議決定）

○事業者向け対応指針の改定

改定後の基本方針を基に、事業者の事業を所管する各主務大臣において、関係者の意見を聴いた上で、事業者向け対応指針を改定

○国・地方公共団体における相談体制の整備

改定後の基本方針を踏まえ、**各地方公共団体等において相談体制の整備等を実施**

内閣府において、障害者、事業者、地方自治体等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口につなぐ役割を担う**相談窓口試行事業を実施**（令和5・6年度事業）

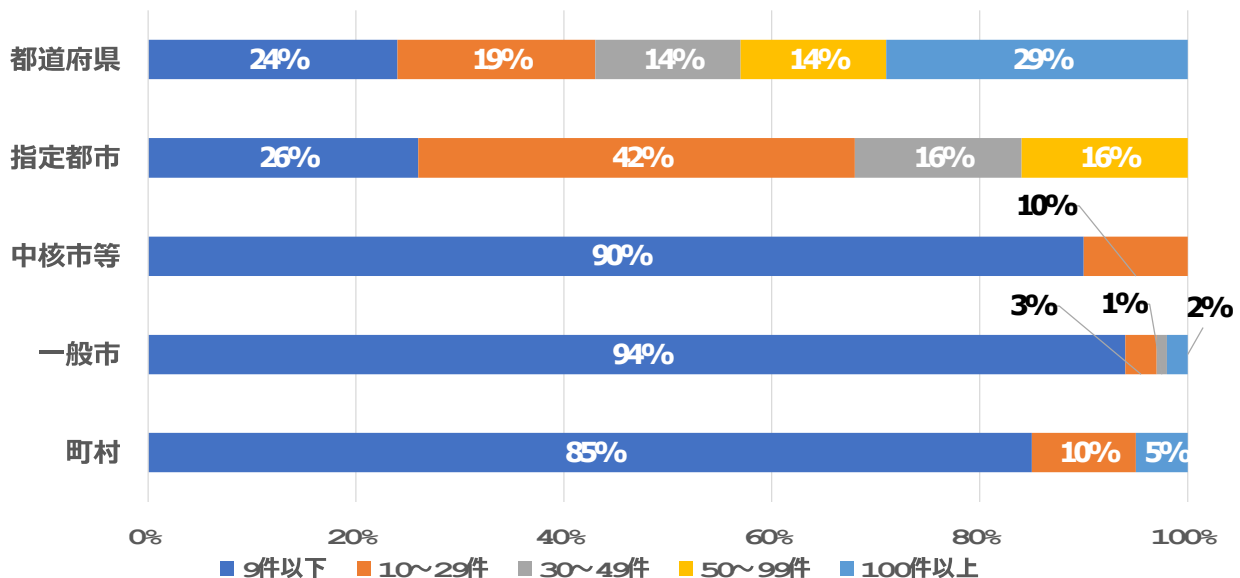
○国民全体への周知啓発

障害者、事業者を含む国民全体への周知啓発

施行期日：令和6年4月1日

障害者差別に関する相談件数（令和3年度）

- 都道府県・指定都市のうち相談実績のある自治体は、多くが1年間に10件以上の相談を受けており、50件以上、100件以上の相談を受けている自治体もあり、中核市等・一般市・町村のうち相談実績のある自治体は、相談件数9件以下が最も多く、大規模な自治体ほど相談件数が多くなる。



※調査を行った自治体のうち相談実績があり、相談件数をカウントしており、令和3年度の相談件数を算出済みの自治体のみ調査

【出典】内閣府調査研究（令和4年度）
※令和4年4月1日時点

相談窓口試行事業(つなぐ窓口)

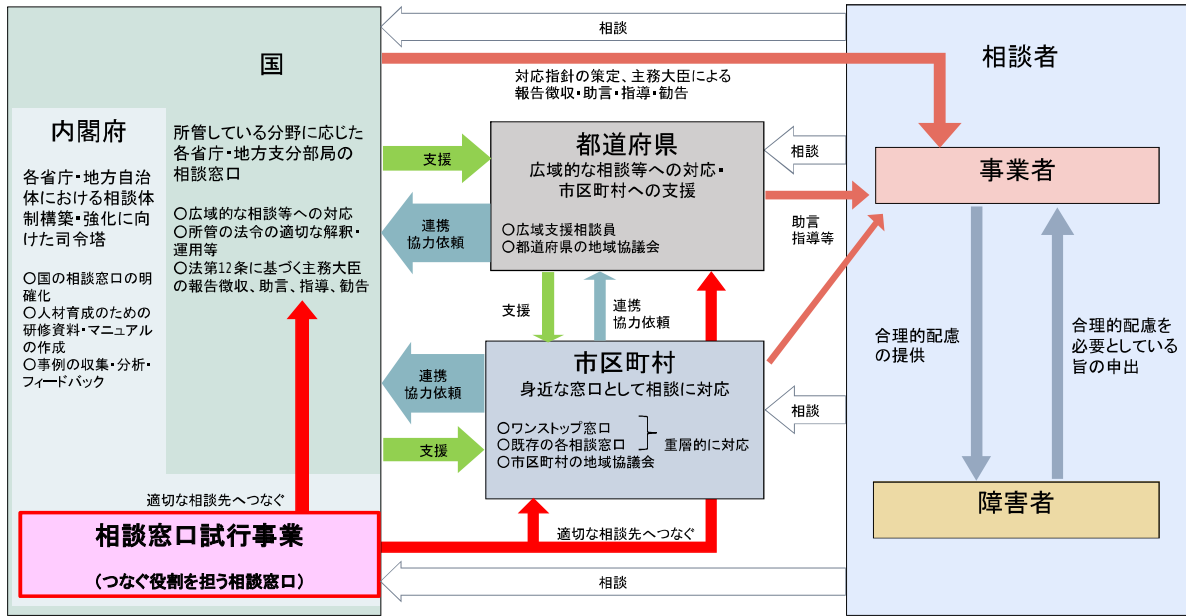
○障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定）

第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1 相談及び紛争の事前防止等のための体制の整備

国及び地方公共団体が一体となって適切な対応を図ることができるような取組を、内閣府が中心となり、各府省庁や地方公共団体と連携して推進することが重要である。このため内閣府においては、事業分野ごとの相談窓口の明確化を各府省庁に働きかけ、当該窓口一覧の作成・公表を行うほか、**障害者や事業者、都道府県・市区町村等からの相談に対して法令の説明や適切な相談窓口等につなぐ役割を担う国の相談窓口について検討を進め、どの相談窓口等においても対応されないという事案が生じることがないように取り組む。**

○相談窓口試行事業（令和5年10月運用開始）



参考：障害を理由とする差別の解消の推進 相談対応ケーススタディ集

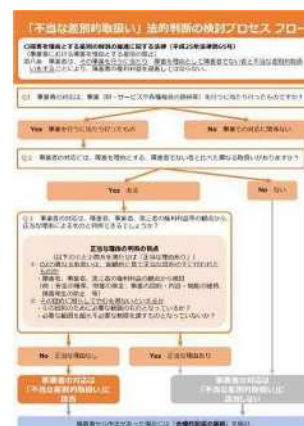
- 内閣府では令和4年度調査研究事業において、有識者等による検討会での議論の下、国や地方公共団体の相談窓口等担当者が相談対応業務を行うに当たり、障害者差別解消法や基本方針に沿った事案の分析・対応の検討を行う際の参考資料として、令和4年度に「相談対応ケーススタディ集」を作成。
- 本ケーススタディ集では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の提供」の法定判断の検討プロセスをフロー形式で示しつつ、法の考え方等を解説。あわせて、具体的なケースを10件（いずれも架空の場面設定）用意し、各ケースをフローに沿って検討・解説を行っている。
- 相談窓口等担当者だけでなく、障害者や事業者が法の考え方の理解を深めるための参考資料としても活用可能。

【ケーススタディ集】 <https://www8.cao.go.jp/shugai/suishin/jirei/case-study.htm>



ケーススタディ集の構成

- はじめに
- 本ケーススタディ集の構成・活用方法
- 障害者差別解消法について
 - ・ 法定の背景・経過及び概要
 - ・ 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」の法的判断の検討プロセス
- ケーススタディ
 - ・ 「不当な差別的取扱い」ケース
 - ・ 「合理的配慮の提供」ケース
 - ・ 「不当な差別的取扱い」「合理的配慮の提供」複合ケース
- 相談対応事例インタビュー
- 参考資料



参考：障害を理由とする差別の解消の推進に関するその他の参考資料

● 障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



● 障害者差別解消に関する事例データベース

<https://jiei-db.shougaisha-sabetukaishou.go.jp>

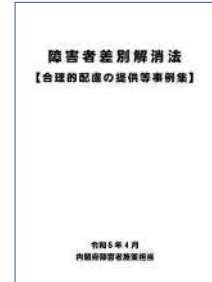
- 行政機関等や事業者が障害者に対して行うこととされる「合理的配慮の提供」や「不当な差別的取扱いの禁止」など、障害者差別解消法に定められている事項について解説したポータルサイトを令和4年3月に公開。令和5年5月には同サイト上で参考事例を障害種別等で検索できる「障害者差別解消に関する事例データベース」も公開。



● 合理的配慮の提供等事例集

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jiei/example.html>

- 関係省庁や地方公共団体等から収集した事例等を基に障害種別や場面ごとに整理した事例集を、令和5年4月に改訂。



● 事業分野相談窓口（対応指針関係）

https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/soudan/taiou_shishin.pdf

- 各主務大臣が所掌する分野及び当該分野に対応する相談窓口を整理した相談窓口一覧表を令和5年5月に公開。

周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等

1 東松山市が実施する令和5年度共生社会づくりの取組について（詳細は別紙「資料3」）

- ① きらめき出前講座「私たちのまちの障害者福祉サービスについて」や「障害への理解～認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進～」を実施
- ② 東松山市商工会の会員に合理的配慮の義務化に関するチラシを配付
- ③ 誰もが楽しめるバリアフリー演劇鑑賞会 in 東松山「星の王子さま」の後援（市は実行委員会の委員として参加）
- ④ 市民文化センター及び市役所1階市民ホールにおいて障害者作品展を開催
- ⑤ 「精神保健と依存症」や「ネット・ゲーム依存について」等のテーマで精神保健福祉ボランティア養成講座を開催
- ⑥ 窓口対応が多い部所等に導入しているタブレットにコミュニケーション支援アプリを導入
- ⑦ 市役所市民ホール、高坂駅東口駅前広場に設置しているデジタルサイネージに「心のバリアフリー」学ぶアニメーション教材及び「手話あいさつ運動」を掲載

2 東松山市相談状況等まとめ

① 障害を理由とする差別に関する相談状況（令和6年1月15日現在）

	不当な差別 (認定件数/相談件数)	合理的配慮 (認定件数/相談件数)	計 (認定件数/相談件数)
H30	0件/0件	0件/0件	0件/0件
R1	0件/0件	0件/0件	0件/0件
R2	0件/0件	0件/0件	0件/0件
R3	0件/0件	0件/0件	0件/0件
R4	0件/2件	0件/0件	0件/2件
R5	0件/2件	0件/0件	0件/2件

② 意思疎通支援員対応状況（令和5年12月31日現在）

	件数	手続・証明	ゴミ	住居	医療	その他	実人数
H29	301	234	0	36	3	28	43(知的1)
H30	289	265	2	7	1	14	49(知的1)
R1	288	256	2	10	0	20	48(知的1)
R2	270	237	3	7	3	20	56
R3	337	331	0	0	0	6	46
R4	414	379	6	8	0	21	48
R5	231	228	0	0	0	3	47

③ ヘルプマーク配付状況（令和5年12月31日現在）

年齢層

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明等	計
R1	10	12	19	16	25	26	28	42	3	181
R2	3	5	4	11	18	22	13	20	13	109
R3	6	8	17	11	21	22	28	14	3	130
R4	13	10	19	26	22	36	17	37	2	182
R5	5	11	11	13	22	20	21	36	0	139

障害種別

	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神	発達	難病	妊婦	他	不明等	計
R1	2	19	34	44	30	31	2	8	2	7	2	181
R2	4	6	16	22	10	19	0	9	0	6	17	109
R3	5	4	23	20	14	34	2	8	1	9	10	130
R4	5	5	44	25	19	51	5	12	1	21	5	193
R5	7	5	27	30	6	37	5	13	0	19	5	154

※令和4・5年度障害種別の合計は、重複障害も含まれているため、配付数と一致していません。

手帳取得状況

	有	無	不明等	計
R1	129	52	0	181
R2	59	36	14	109
R3	68	59	3	130
R4	86	95	1	182
R5	71	67	1	139

④ ヘルプカード配付状況（令和5年12月31日現在）

年齢層

	10歳未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70歳以上	不明等	計
R1	3	1	0	4	3	0	3	3	0	17
R2	0	1	3	1	2	2	2	3	0	14
R3	0	4	7	7	8	11	10	5	2	54
R4	2	2	4	2	2	3	2	5	0	22
R5	1	1	0	1	2	2	2	5	0	14

障害種類別

	視覚	聴覚	肢体	内部	知的	精神	発達	難病	妊婦	他	不明等	計
R1	0	1	0	2	6	1	3	1	0	2	1	17
R2	0	1	2	3	4	2	0	2	0	0	0	14
R3	2	2	10	10	1	18	0	6	0	3	2	54
R4	1	0	5	4	1	4	0	1	0	4	3	23
R5	2	1	1	3	3	1	0	0	0	3	0	14

※令和4年度障害種類別の合計は、重複障害も含まれているため、配付数と一致していません。

手帳取得状況

	有	無	不明等	計
R1	13	4	0	17
R2	11	3	0	14
R3	26	25	3	54
R4	7	15	0	22
R5	8	9	0	14

東松山市が実施する令和5年度 共生社会づくりの取組について

東松山市障害者福祉課
令和6年1月



① きらめき出前講座の実施

「きらめき出前講座」とは・・・市民の皆さんが開催する学習の場に市職員等を講師として派遣し、東松山市の様々な情報等を分かりやすく説明しています。

【内容】

① 「私たちのまちの障害者福祉サービス」

障害の基本情報や地域のサポート機関、障害者手帳取得後に利用できるサービスを紹介

② 「障害への理解～認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進～」

障害を理由とする差別の禁止や合理的配慮の提供、障害特性に配慮した支援等、障害のある人もない人も自分らしく安心して生活できる共生社会づくりについての紹介

【実績】

民生委員・児童委員、きらめき市民大学 等

1. 「私たちのまちの障害者福祉サービス」

きらめき出前講座

私たちのまちの 障害者福祉サービス

東松山市
健康福祉部 障害者福祉課 金子

12 障害者手帳を持っている人
+
精神の病気で病院に長く通院している人
+
難病のある人
= 約6,500人

市民全体に占める割合：約7%

市民の約15人に1人が
何らかの障害がある、ということ。

13 お父さん+お母さん+子ども1人
= 3人 これを1世帯と考えると…
「15人」だと「5世帯」
とするならば…

↓

5世帯に1つが、
何らかの障害⇒「生きづらさ」
を抱えているかもしれない
ということ。

14 つまり…

障害の問題は決して「他人事」ではなく、
とつても「身近な問題」。

たとえ障害があっても、一人ひとりが
安心して暮らせるまちづくりを進めること
は、このまちに暮らすすべての人の安心に
つながる。

↓

東松山市のまちづくりの考え方

2. 「障害への理解～認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進～」

内閣府

「合理的配慮」を 知っていますか？

障害者差別解消法^(注)により、障害のある方への
「合理的配慮」などが求められています！！

(注) 正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で、
平成28年4月1日からスタートしています。

障害者差別解消法では 何が求められるのですか？

「不当な差別的取扱い」の禁止

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮」の提供

障害のある人は、社会の中にあるバリアによって生活しづらい場合があります。この法律では、役所や事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたとき^(注)に、負担が過ぎない範囲で対応すること（事業者においては、対応に努めること）を求めています。

(注) 盲点（字を写す）、点字、拡大文字、筆跡、実物を示すことや音読みなどのサインによる盲点、無音など様々な手段により意図が伝えられることをいいます。通訳や障害のある人の家族、支援者、介助者、法定代理人など、障害のある人のコミュニケーションを支援する人のサポートにより本人の意思が伝えられることも含まれます。

対象となる「障害者」は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳をもっている人のことではありません。
身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人（障害程度や業種が障害認定書のある人も含まれます）、その他心や体のはたらきに障害（難病に起因する障害も含まれます）がある人で、障害や社会の中にあるバリアによって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人すべてが対象です（障害児も含まれます）。

対象となる「事業者」は？

この法律に書いてある「事業者」とは、会社やお店はもちろんのこと、同じサービスなどをくりがえし継続する意思をもって行う人たちをいい、ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

2. 「障害への理解～認め合い、支え合い、ともに暮らすまち 東松山の推進～」

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト



②チラシの配付

東松山市商工会の会員約1,700事業所に対して合理的配慮の提供の義務化に関するチラシを配付



④-1 東松山市障害者作品展

【内容】

パラリンアートの公募展で数々の賞を受賞している長谷部航輝さんをはじめ、市内障害福祉サービス事業所に通う方々等の個性豊かな作品を展示する東松山市障害者作品展を開催。

【開催場所】

10月～11月 東松山市民文化センター
12月 東松山市役所1階市民ホール

【来場者数（来場シールを貼った人）】

445人（昨年度：412人）

【出展者】

長谷部 航輝さん
市内生活介護事業所 13事業所
市内就労継続支援B型事業所 3事業所
市内在住者

④-2 東松山市障害者作品展

市民文化センター



④-3 東松山市障害者作品展



④-4 東松山市障害者作品展

来場者の声（感想ノートより）

展覧会の回数をもっと増やしてほしいです。

(初めて作品展です)皆さんとてもステキな作品ですね。これから元気でたくさん作品を作ってくださいね。

子どもと見に来ました。子ども達もとても上手な作品に「すごいね」と感動していました。次回も見に来たいと思います。ありがとうございます。

1/5(金) なんとこんなすばらしい作品がぞうり(ぞうり)と感動しました。

1/5(日) 10人十色といふように1人1人の個性が良く表現されており楽しく観覧ができました。素敵な感謝をありがとうございます。次回も楽しみにしております。

心に引き寄せられる作品の数々にやさしい気持ちで心をなやませたいと願っています。皆様、色彩感覚に優れています。根気よく仕上げた素晴らしい作品になりました。

素晴らしい作品の数々にやさしい気持ちで心をなやませたいと願っています。皆様、色彩感覚に優れています。根気よく仕上げた素晴らしい作品になりました。

すてきな絵がたくさんあり、びっくりです。

いろいろな作品を拝見してとても感動です。これからも頑張ってください。

とてもすてきな作品で感動しました！

また次回も楽しみにしています！

④-5 東松山市障害者作品展

市役所



④-6 東松山市障害者作品展



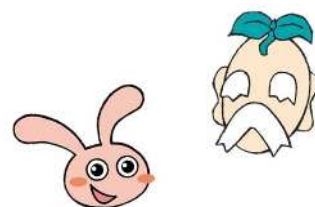
⑤精神保健福祉ボランティア養成講座の開催

【内容】

知っているようで知らない“依存症”をテーマに精神保健についての知識を深め、悩んでいる人への理解や気づき、関わり方やセルフケアの方法を学ぶ講座。

【テーマ】

- ①精神保健と依存症 参加者：19名
- ②アルコール依存症は何を病むのか、回復とは何か 参加者：19名
- ③ネット・ゲーム依存について 参加者：18名
- ④自分でできるマインドフルネス 参加者：17名



⑥コミュニケーション支援アプリの導入

日本語を話せない外国籍の方への対応として窓口対応が多い部署等に設置している翻訳アプリを導入したタブレットに、新たな意思疎通支援ツールとしてコミュニケーション支援アプリを導入

【設置場所】

本庁舎1階受付、人権市民相談課、社会福祉課及び障害者福祉課、市民課、総務課

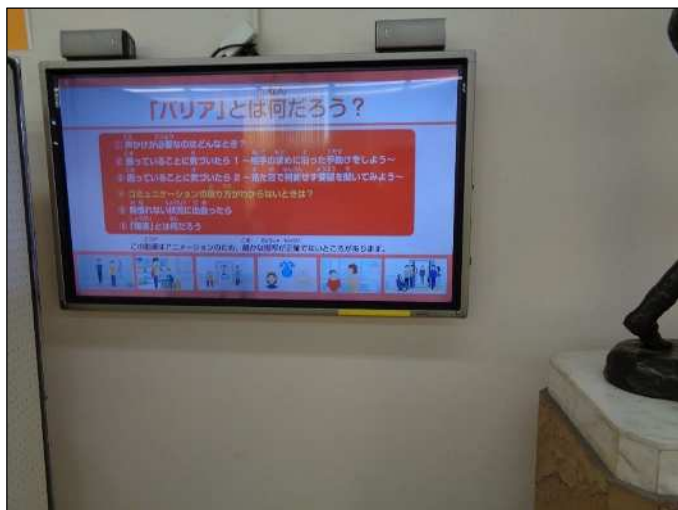
【アプリ概要】

会話によるコミュニケーションに支援が必要な方と、文字やイラストを指し示すことにより意思疎通を図るスマートフォン・タブレット用のアプリ

- ・アプリ名：コミュニケーション支援アプリ
- ・開発者：愛知県・愛知県立大学

⑦デジタルサイネージへの掲載

「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材及び「手話あいさつ100%運動」を市役所市民ホール、高坂駅東口駅前広場に掲載



市役所市民ホール



高坂駅東口駅前広場

「手話あいさつ100%運動」とは
手話言語への県民理解を深め、手話を使いやすい環境づくりのため、手話を広めるための活動として埼玉県が実施。

東松山市手話言語条例を制定している市としても、市内の施設（各市民活動センター・各市立図書館・健康増進センター）でポスターを掲示し、周知を図っている。



「ありがとう」



「お疲れ様」



「元気」



埼玉県手話挨拶
100%運動動画

A colorful graphic overlay on the right side of the pink background. It features the text '埼玉県手話挨拶' (Saitama Prefecture Sign Language Greeting) in blue and green, '100%' in large red numbers, and '運動動画' (Sports Video) in red and yellow. Below the text is a small illustration of two children, a boy in a blue shirt and a girl in a red shirt, standing together.

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(平成二十五年法律第六十五号)

目次

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（第六条）

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置
（第七条—第十三条）

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置（第十四条—第二十条）

第五章 雑則（第二十一条—第二十四条）

第六章 罰則（第二十五条・第二十六条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の

障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第七号、第十条及び附則第四条第一項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。

四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。

イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうちニの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ハ 国家行政組織法（昭和三十二年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）

ニ 内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

ヘ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人（同法第二十一条第三号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第四条 国民は、第一条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第五条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第二章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第六条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第七条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があつた場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第九条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第十条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前三項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第十一条 主務大臣は、基本方針に即して、第八条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第九条第二項から第四項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第十二条 主務大臣は、第八条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第十三条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第十四条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第十六条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を

解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第十九条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十条 前三条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(主務大臣)

第二十一条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

第二十二条 第十二条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第二十三条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十五条 第十九条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第二条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第三条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第四条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日

において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第五条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、第八条第二項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(障害者基本法の一部改正)

第八条 障害者基本法の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項に次の一号を加える。

四 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

(内閣府設置法の一部改正)

第九条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十四号の次に次の一号を加える。

四十四の二 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成二十五年法律第六十五号)第六条第一項に規定するものをいう。)の作成及び推進に関すること。